

○佐賀県文化財保護審議会部会設置規則

昭和五十一年三月三十日
佐賀県教育委員会規則第十一号

(設置)

第一条 佐賀県文化財保護審議会条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十三号）第八条第一項の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会に部会を置く。

（部会の名称及び所管事項）

第二条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

部会の名称	所管事項
第一部会	有形文化財（ただし、考古資料に関するものを除く。）及び有形民俗文化財に関すること。
第二部会	無形文化財及び無形民俗文化財に関すること。
第三部会	史跡、埋蔵文化財及び考古資料に関すること。
第四部会	名勝及び天然記念物に関すること。

2 前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、同項に掲げる部会のほかに臨時に部会を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。